

消費生活 相談

注意！急増しています 海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)



全国の消費生活センター等には、海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が寄せられています。「新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減って困っている」などと消費者の親切心につけ込む勧誘のほか、強引な勧誘によるトラブルも目立ちます。また、「電話勧誘を断ったのに後日商品が届いた」など、送り付けの事例も報告されていますので、トラブルに遭わないよう注意しましょう。



相談事例

事例①…電話で「新型コロナウイルス感染症の影響で海産物が売れず困っている。支援してほしい」と言われ、承諾してしまった。よく考えたら必要ないので断りたい。



事例②…「以前、海産物を購入していただいたので、今回も買ってくれませんか」という電話があった。何度も断ったのに、業者は「送ります」と言って電話を切ってしまった。もし届いたらどうすればよいのだろうか。



トラブルを防ぐには…

- ▽おかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- ▽事業者からの電話勧誘で契約をした場合は、クーリング・オフが利用できます。
- ▽電話で勧誘され、商品の購入を承諾していないにもかかわらず一方的に商品が送り付けられてしまった場合は、受け取りを拒否しましょう。
- ▽一方的に送り付けられた商品を受け取ってしまった場合でも、代金を支払う必要はなく、商品を直ちに処分することができます。
- ▽商品の受け取りを拒否するときや受け取ってしまった後に処分をするときには、送り主の名称や所在地をメモし、商品等は写真に残すなどして、事業者の情報を控えておきましょう。
- ▽普段から留守番電話にしておき、相手を確認してから電話に出るようにしましょう。



トラブルに遭ったらすぐに相談を！

困ったときや不安を感じた場合は、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)へ相談しましょう。

ねんきんダイヤル
(☎0570・051165)、水戸北年金事務所
(☎231局2283)

問い合わせ

▽保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされるため、早めの追納をお勧めします。なお、令和4年度中に追納する際の保険料は、下表のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成24年度の月分	1万5,220円	1万1,410円	7,610円	3,800円
平成25年度の月分	1万5,190円	1万1,390円	7,600円	3,800円
平成26年度の月分	1万5,340円	1万1,510円	7,670円	3,830円
平成27年度の月分	1万5,670円	1万1,750円	7,830円	3,920円
平成28年度の月分	1万6,330円	1万2,240円	8,160円	4,080円
平成29年度の月分	1万6,540円	1万2,410円	8,260円	4,130円
平成30年度の月分	1万6,370円	1万2,270円	8,190円	4,090円
令和元年度の月分	1万6,430円	1万2,320円	8,210円	4,100円
令和2年度の月分	1万6,540円※	1万2,400円※	8,270円※	4,130円※
令和3年度の月分	1万6,610円※	1万2,460円※	8,300円※	4,150円※

※追納加算額はありません。

▽追納が可能なのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間(例えば、令和4年4月分の免除等分については令和14年4月末まで)に限ります。

▽納付は原則として、免除等の承認を受けた期間のうち、古い期間からの納付となります。

追納する際の注意点

老齢基礎年金の年金額を計算する際、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。納付した保険料は社会保険料控除となるため、所得税・住民税が軽減されます。

国民年金
だより
「追納制度」
国民年金保険料の

